

漁業の民主化と海区漁業調整委員会

主任研究員 田口さつき

1 今夏に海区漁業調整委員会選挙

2016年夏頃に海区漁業調整委員会(以下「調整委員会」)の選挙が4年ぶりに行われる。調整委員会は、漁業の民主化と発展にとって重要な機関である。そこで、同委員会について、その目的や役割について紹介する。

2 漁業法の目的と漁業調整

調整委員会の詳細をみる前に、漁業に関する基本法である漁業法や漁業権などの基本知識について簡単に触れたい。漁業法第1条では、同法の目的として、漁業生産力の発展に加え、漁業の民主化を挙げている。そして、それらの達成のために「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用」が示されている。この機構を体現したのが調整委員会である。

ところで、漁業者は漁業法のもと、多くの制限を受けながら漁業を営んでいる。それは、全く制限がない場合、漁場の利用をめぐる関係者間に紛争を招く恐れがあるからだ。

多くの紛争を経て、江戸時代に「磯は地付、沖は入会」という原則が確立した。これは、陸地に続く海面は漁村による自主的な管理のもと構成員が利用するものとする一方、沖は漁業者が基本的には自由に利用するというものである。この原則を、明治漁業法、そして現行の漁業法は受け継いでいる。

漁業法にみられる「磯は地付」に相当するのが、漁業権漁業(定置漁業、区画漁業、共同漁業)である。漁業権とは、漁業を営む権利であり、現在は、都道府県知事(以下「知事」)に

よる免許によって設定される。特に、特定区画漁業、共同漁業^(注1)では、漁協に漁業権が免許^(注2)され、構成員が漁業行使権を持ち、実際に生産活動を行う。その免許の内容は漁業者が自分たちで定めたルール(漁業権行使規則)に従う。そのルールは知事の認可を受けて初めて効力が発生する。

これに対し、「沖は入会」であったが、現在は主な沖合漁業、遠洋漁業では、農林水産大臣、または、知事の許可を得た漁業者が営んでいる。

また、各都道府県において、漁業取締りその他漁業調整のため、独自のルール(漁業調整規則)が定められている。

3 海区漁業調整委員会の役割

1949年(昭和24年)に制定された現行の漁業法では、漁業の民主化という概念とともに調整委員会という制度が新たに導入された。

調整委員会は日本の64海区ごとに設置されている。地方公共団体の行政委員会として、知事から独立した地位・権限を有している。それは、運営において、公平さ、中立を確保する目的があるからだ。さらに、漁業者の直接参加による漁業の民主化を保障するためである。

その主な役割は、①知事に意見を述べる②指示を行う③裁定を行う④報告徴収などを行う、である。

①については、知事が漁業権の免許の内容等の事前決定や免許の申請に対して、調整委員会の意見を聴くことが漁業法で定められて

いる。なお、免許の内容等の事前決定の際、同委員会は利害関係人の意見を聴くための公聴会を開かなければならない。また、知事が漁業調整規則を制定改廃するときも同委員会の意見を聴かなければならない。このため、同委員会では漁業権の免許などを行う際、その内容を調べ、議論し、委員の意見をまとめている。

②は、委員会指示と呼ばれる。調整委員会は、水産動植物の繁殖保護、漁業権の行使の適性化、漁場の使用に関する紛争の防止・解決などのため、必要な場合は、関係者に対し、様々な制限・禁止といった指示を出せる。例えば、神奈川県では委員会指示で、アマモ場を保護し水産動植物の繁殖を図るため、横浜市金沢区白帆地先「金沢区浅場」における水産動植物の採捕を禁止している。

③は、入漁権^(注3)の制定、変更、消滅の裁定などである。他に、土地などの使用についての裁定も行う。いずれも関係者の話し合いが不調な場合の対応である。

④は、調整委員会は権限に属させられた事項を処理するために、関係者に対しその出頭を求める、報告をさせるなど、情報収集をすることができる。これにより、事実関係が明

らかにされる。

4 公選制について

一般的に調整委員会は15人から構成され、そのうち9人が選挙で選ばれた漁民の代表であり、その任期は4年である^(注4)。前述した行政委員会の直接参加の柱として、調整委員の公選制がある。その地域で、1年に90日以上、漁業を営む人であれば、平等に調整委員会の選挙権および被選挙権を持つ。

ちなみに、農業において農地等の利用関係の調整などを行い農地の番人とも呼ばれていた農業委員会(市町村単位で設置)において委員の公選制は16年4月から廃止され、市町村長による任命制となった。農林水産省は、これを「担い手が透明なプロセスを経て確実に農業委員に就任するようにするため」と説明しているが、直接参加という理念との整合性には触れていない。

調整委員会は、その果たす役割が多岐にわたり、影響力も非常に大きいことから、「海の議会」とも呼ばれる。海の議会に選挙で選ばれた漁業者の代表が参加することは大きな意義がある。

水産動植物の繁殖保護などの議論において、日々、海を見つめている漁業者の知見が不可欠である。漁場をめぐる紛争などにおいても、漁業者の代表が事実関係を認識し、考え、答えを出していく過程があるからこそ、決定される内容も漁業者たちが共有する社会規範を踏まえたものとなり、遵守する意識も強くなると考える。

漁民の代表を選ぶ選挙を前に、改めて調整委員会、そして公選制の重要性を思い起こす必要がある。

(たぐち さつき)

(注1)特定区画漁業は、真珠養殖を除く養殖漁業がほとんど含まれる。詳細は漁業法第7条で定められている。

(注2)共同漁業は、一定の水面を共同に利用して営む権利であり、詳細は漁業法第6条第5項で定められている。

(注3)入漁権とは、A漁協が免許を受けた共同漁業権と特定区画漁業権の漁場で、B漁協も漁業権の内容である漁業の全部または一部を営む権利である。

(注4)残りの6人の内訳は、学識経験委員4人、公益代表委員2人である。

(注5)以下の農林水産省サイトを参照。
http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/noui/pdf/new_nougyo_iinkai.pdf